

(2) センターにおける収容頭数及び措置状況

①収容状況

単位：頭・匹

		引取		負傷 収容	保健所からの搬入		計	前年度か らの継続 飼養
		所有者	拾得者		紀北4保健所	紀南4保健所		
犬	成	0	2	1	90	83	176	28
	幼	0	0	0	12	35	47	11
	計	0	2	1	102	118	223	39
猫	成	0	8	0	115	193	316	18
	幼	0	74	1	389	324	788	1
	計	0	82	1	504	517	1104	19
そ の 他	成	0	0	0	2	0	2	0
	幼	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	2	0	2	0

*引取：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者からの引取、拾得者からの引取）

*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む。以下同じ）

*保健所からの搬入：保健所に収容された犬猫のうち、返還されなかった犬猫をセンターへ搬入する。

*紀北4保健所（橋本、岩出、海南、湯浅）

*紀南4保健所（御坊、田辺、新宮、串本）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り 下げ	譲渡	自然死	殺処分	計	次年度へ 継続飼育
		狂犬病	動愛法						
犬	成	8	12	1	29	13	122	185	19
	幼		0	0	43	0	10	53	5
	計	8	12	1	72	13	132	238	24
猫	成		1	0	7	111	202	321	13
	幼		0	0	76	327	381	784	5
	計		1	0	83	438	583	1105	18
そ の 他	成		0	0	0	1	0	1	1
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	1	0	1	1

*返還：「狂犬病予防法」に基づき保護した犬を飼い主に返還するもの、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき収容した犬ねこを飼い主に返還するもの